

経営所得安定対策交付金の更新受付会及び相談会

経営所得安定対策交付金の申請を希望する方に対し、受付及び相談会を次のとおり開催します。希望される方は、必ずご参加ください。

※平成30年度から「米の直接支払交付金」は廃止となっております。

○交付金の交付対象となる方
・販売目的で転作作物を作付する農家の方

○日時 5月17日(日)～19日(火)
午前9時～午後4時

※新型コロナウイルスの影響により、日時は変更になる可能性があります。

○場所 JA茨城むつみ 五霞支店

2階 会議室

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

農地を転用する前に、農業委員会へご相談ください

農地転用とは、「農地を農地以外のものにする」ことをいいます。

農地転用には、農業委員会への届出（市街化区域）または、

町や県知事の許可（市街化調整区域）が必要です。農地は、作物の生産基盤であり、国内の食料供給の重要な役割を担っているため、優良農地を適切に確保するためです。

また、転用する農地が、市街化調整区域の場合は、農地の条件、転用の用途によって許可の要件が異なりますので、申請する前に、必ず農業委員会Gへご相談ください。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)

軽自動車税の納付と減免の申請について

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納税通知書が届きましたら、納期限6月1日(月)までに納付してください。納付後は、納税証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

心身に障害のある方が所有する軽自動車または心身に障害のある方と生計を共にしている方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限である6月1日(月)までに申請することで、軽自動車税が減免されます。なお、自動車税の減

免申請との併用はできませんので、ご注意ください。

減免申請時に持参するもの

障害者手帳、運転免許証
納税通知書、納税義務者の個人番号カード又は通知カード、納税義務者の身元確認書類、印鑑

※減免申請書は、役場④番窓口にあります。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)



障害者相談窓口のお知らせ

町では、障害者(児)やそのご家族などからの相談に応じ、その方に合わせた情報の提供・助言を行っている窓口があります。

この窓口には専門の相談員が配置され、身体的・知的・精神的などの障害について、障害者(児)がかかえる様々な悩み・問題などを一緒に考えていきます。事前に電話等で予約いただければ、自宅訪問も可能です。

○日時 5月8日(金)

午後2時30分～午後4時
○場所 役場1階 小会議室
○お問い合わせ

生活相談

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権、福祉、教育、就業等）を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

・ふれあいセンター
・堀之内集会所

※各相談所の相談日程については、お問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84)3595 (直通)

消費生活相談

専門の相談員が町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。

※中止の場合は、町公式ホームページに掲載します。

○日時 5月13日(水)
午前9時～午後4時30分

（正午～午後1時を除く）
○場所 ひばりの里
○お問い合わせ
生活安全課 くらし安心G
☎(84)3618 (直通)



自動車税は納期限までに納めましょう

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または使用者の方に課税されます。

納税通知書が届きましたら、6月1日(月)までに納めましょう。金融機関・郵便局・コンビニのほかヤフーサイトからクレジット納付もできます。

なお、心身に障害のある方で一定の要件を満たす場合は、申請により自動車税を減免する制度があります。ただし、受付期間は納期限（6月1日(月)）までです。ご注意ください。

○お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所
☎02996(24)9190
☎02996(24)9157